

## 環境表示ガイドライン（案）に対する意見の募集結果概要

### 1. 実施概要

環境表示ガイドライン（案）に関する意見募集結果概要は以下のとおり。

募集期間：平成19年9月3日（月）～平成19年10月3日（水）

#### ① 意見の提出者数

個人3、法人6（意見総数28件）

#### ② 意見の対象箇所

御意見	件数
1. ガイドライン全体	1
2. 第1章1-5. 本ガイドラインの目的	1
3. 第2章2-1. 用語の定義	1
4. 第2章2-1. 用語の定義（表示対象について）	1
5. 第3章全体 事業者等の「環境表示」あり方	1
6. 第3章3-2. (2) 環境表示を行う際の必要条件	1
7. 第3章3-2. (2) 環境表示を行う際の必要条件	1
8. 第3章3-3. (1) すべての環境表示に適用される要求項目	1
9. 第3章3-3. (1) すべての環境表示に適用される要求項目	1
10. 第3章3-3. (1) すべての環境表示に適用される要求項目	2
11. 第3章3-3. (2) シンボル（ロゴ・マーク等）の使用に関する要求事項	2
12. 第3章3-3. (3) 自主基準等への適合性をシンボルを用いて行う際の要求事項	1
13. 第3章3-3. (3) 自主基準等への適合性をシンボルを用いて行う際の要求事項	4
14. 第3章3-3. (4) 情報開示に関する要求事項	1
15. 第3章3-3. (4) 情報開示に関する要求事項	1
16. 第3章3-3. (4) 情報開示に関する要求事項	1
17. 第5章5-1. 本ガイドラインの位置付けと将来展望	1
18. 第5章5-2. 次ステップの検討課題	1
19. 第5章 環境情報提供の発展ステップ	1
20. 作成委員会	1
21. 本ガイドラインに関する事項についてその他の事項	2
22. その他	1
総計	28

意見募集結果概要

番号	件数	対象項目	御意見の概要	回答
1.	1	ガイドライン全体	「環境表示」という言葉は廃棄物処理法等の他の環境法令で規定される表示をイメージする可能性もある。「グリーン表示（ラベル）」なり「消費者用グリーン表示」などの表現の方がわかりやすいのではないか。	本ガイドラインは、持続可能な循環型社会の実現に向けた取組の一環として、位置付けられている。原材料の採取から製造、流通、使用、リサイクル・廃棄の段階における環境影響や環境に配慮した点、環境保全効果などの環境側面に関する表示の総称するものとして「環境表示」と明記しているが、副題を付けるなどして対応したい。
2.	1	第1章1-5.本ガイドラインの目的	「②各事業者及び団体が適切な環境情報を提供するための体制を構築し、様々な利害関係者（ステークホルダー）との環境情報に関する相互理解を深めていくこと、を目的としています。」について 体制を構築する為に必要な要件を定める必要がある。明確に定義された方がよい。	本ガイドラインは、環境表示を行う事業者及び事業者団体等（以下、事業者等という。）に対し、環境情報の適切な提供のあり方や将来の方向性について整理したものである。現在、適切な環境情報の提供の方法論について各事業者及び事業者団体が試行錯誤を重ね、検討している段階である。本ガイドラインでは、例示として、情報の検証制度や問合せ窓口の設置などを挙げているが、各事業者及び事業者団体等においては、それらを元に発展させた自主的な取組が行われることを期待している。
3.	1	第2章2-1.用語の定義	本ガイドラインで用いられる「シンボル」「ラベル」「環境」「環境配慮」といった用語について、定義の明確化と使用例の提示が必要と考える。	循環型社会の形成に向け、環境基本法、循環型社会形成推進基本法の理念にもとづき、環境問題を解決する各種リサイクル法、地球温暖化対策推進法などの環境関連法が制定されている。本ガイドラインにおける「環境」は、これら環境関連法でいう「環境」を対象としている。「シンボル」については、国際標準（ISO/JIS Q 14021）で定義されており、「環境配慮」については、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）に定義（第2条）されている。本ガイドラインもこれに準拠している。
4.	1	第2章2-1.用語の定義	「環境表示」は商品だけではなく、企業のWeb情報等にも厳正に適用すべきではないか。	本ガイドラインでは、環境側面に関する表示の総称を環境表示と考えている。消費者に情報発信する全ての環境表示が該当し、ウェブサイトも含まれる。
5.	1	第3章全体事業者等の「環境表示」あり方	タイプⅡとタイプⅡ以外からくる要求事項の区別を明確にしたほうが、国際標準に準拠しやすくなると思われる。	ご指摘の趣旨を踏まえ、区別を明確にし、わかりやすい表記に修正する。

番号	件数	対象項目	御意見の概要	回答
6.	1	第3章 3-2. (2) 環境表示を行う際の必要条件	18 頁の「●主張内容は・・・」項目の本文は、製品 ISO/JISQ14021 5.7(h)の内容を、別表現にてわかりやすく記載を試みたものと理解しました。しかし、「ライフサイクルでトレードオフのないことを確認しない限り」との文章を含む現在の記述内容は、当該 ISO/JIS 原文を知らない方には、誤った解釈に導きかねない記述になっており、ISO 原文にできる限り忠実に沿った書き方に修正いただきたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、国際標準 (ISO/JIS) の原文に沿った書き方に修正する。
7.	1	第3章 3-2. (2) 環境表示を行う際の必要条件	●「メビウスループ」のシンボルマークを使用する際の注意事項について 詳細項目である「メビウスループ」の注意事項について要求事項の章に入れ込むのは不適切と思われる。参考事例として記載したほうがよい。ガイドラインの流れにおいては、一般的な要求事項を順番に書かれている。「メビウスループ」という詳細な項目が入ると要求事項がわかりにくくなる。	本ガイドラインの要求事項は、国際標準 (ISO/JISQ14021) をそのまま採用している。国際標準 (JISQ14021) では、「メビウスループ」について、「メビウスループの注意事項」として、すべての自己宣言による環境主張に適用される要求事項として規定している (ISO/JISQ14021 5.10.2) ことから、本項でも引用している。
8.	1	第3章 3-3. (1) すべての環境表示に適用される要求項目	「●消費者にとって聞きなれない専門用語や固有名詞、事業者等による造語等は単独での使用は避け、わかりやすい説明文又は図表を伴った表現を行う」 「●環境に配慮した素材や原材料等を使用していることを主張する場合は、素材の環境負荷の原単位や使用割合による環境負荷削減効果などを明確に表示する「... わかりやすい説明文又は図表...」および「... 単に「〇〇を使用しています」と示すだけのもの...」という記述内容について『わかりやすい説明の仕方として、段階的記述も有効である。』という記述も加えることを提案する。全ての情報が同時に同じ箇所に表記されることは、却ってわかりにくくなる。(例、まずは単に「〇〇を使用しています」とだけ表示し、その詳細情報は、それとは異なったページかウェブサイトの URL に書き込むなどの工夫をする、等)。	「段階的記述」については、次頁 (21 頁) の「●「エコ」、 「環境対応」等の、あいまいでありながら何らかの環境保全効果を示唆する用語を製品やサービスの商品又は愛称に用いる場合は、環境表示とみなす」中の下から 4 行目以降に明記している。但し、段階的な記述については、製品によって一概に有効か否かの判断をすることが困難な場合もあるため、一般的に使用しない方が望ましい。 また、国際標準 (ISO/JISQ14021 5.6) では、『説明文の使用において、自己宣言による環境主張は、主張だけでは誤解を招くおそれがある場合、説明文を付けなければならない』とある。したがって、その他の方法で環境主張を行う場合、消費者の消費行動を考え、その環境主張が適切に消費者へ伝達されるような説明文や注釈などを付ける工夫が必要であると考えている。
9.	1	第3章 3-3. (1) すべての環境表示に適用される要求項目	●「「エコ」、 「環境対応」等のあいまいでありながら何らかの環境保全効果を示唆する用語を製品やサービスの商品名または愛称に用いる場合は、環境表示とみなす」について 環境配慮事項は必ずしも定量的に表されるとは限らないので、「エコ」等の用語を使える基準を明確には示すことができないのではないかと (特に啓発的使用：エコプロダクツ展など)。	製品やサービスの商品名または愛称等に「エコ」、 「環境対応」等の環境主張を示唆する用語を用いることは、その製品やサービスが環境に配慮されていることを消費者に訴求するためのものと推測され、消費者もそのように受け取る可能性が高いと考えられる。「エコ」などの表現を商品名に使用している場合は、環境表示である以上、どのような環境保全効果があるのかを明確に記述する必要があると考えている。
10.	2	第3章 3-3. (1) すべての環境表示に適用される	■商標に関しては、環境表示とは違う所で議論されるべきである。環境配慮事項のシンボルマークの使用方法については、環境配慮事項の PR とともに使用する時に限定して「基	製品やサービスの商品名または愛称等に「エコ」、 「環境対応」等の環境保全効果を示唆する用語を用いることは、その製品やサービスが環境に配慮されていることを消費者に訴

番号	件数	対象項目	御意見の概要	回答
		要求項目	<p>準を明確にすること」にしたらどうか。</p> <p>■弊社では、既に商標登録して使用しているものがあり、環境表示と言われても困る部分があるので、登録済のものについては除外して頂きたい。</p>	<p>求する目的で付けられたものと推測される。また、消費者もそのように受け取る可能性が高いと考えられる。従って、商標であることが環境表示から除外される理由にはならないものとする。</p>
1 1.	2	第3章 3-3. (2) シンボル（ロゴ・マーク等）の使用に関する要求事項	<p>■「環境表示とりわけ環境ラベルではないシンボルマークのうち」の文言を、冒頭に追加することが必要であるとする。当該箇所は、①「環境表示あるいは環境ラベルではないシンボルマークに対し、環境配慮と誤解を受けるデザインを排除する趣旨」、なのか、あるいは②「環境表示あるいは環境ラベルを示す場合においても、環境配慮を表すデザインを排除する趣旨」なのか、誤解を与えてしまう表現と考える。①の趣旨を明確に示すためにも、冒頭に上記文言を追加されることが必要である。</p> <p>■デザインに関しては基準を設ける必要はないと思われる。設けるのであれば、「自然等を示すデザインとは何か」の基準も決めなくてはならない。</p> <p>第3章 3-3 (1) と同様に、商標等に関する項目は別な規格（環境ではなく、商標的なもの）で規定したほうがよい。なぜならば、環境配慮事項以外に決めなければならない項目が多いからである。</p>	<p>国際標準 (ISO/JISQ 14021 5.8.5) は環境主張をする際のシンボルの使用について「自然物は、主張する便益との間に直接的、かつ、検証可能なつながりがある場合に限り使用できる。」と規定しており、一般常識的に動植物や地球などを用いたデザインが該当すると思われる。これら自然物を用いたデザインは、それが環境表示、特に環境ラベルなのか否かの区別がつけ難いため、消費者を混乱させないような説明文等の明記が必要である。また、既存の商標等については、環境主張との違いを明確にするためデザインの理由、根拠等を付け加えることが望ましい。</p>
1 2.	1	第3章 3-3. (3) 自主基準等への適合性をシンボルを用いて行う際の要求事項	<p>本項は、ステップ3に相当すると考えられるので要求事項ではなく、現時点では推奨事項として位置付けられるべきである。</p>	<p>本ガイドラインは、環境表示を行う事業者及び事業者団体等に対し、環境情報の適切なあり方や将来の方向性について整理したものである。環境表示に対する取組状況は、各事業者及び事業者団体によって様々であると考えられる。環境情報提供の発展ステップは、個々の事業者及び事業者団体の取組状況に応じて検討し、推進していただきたい内容を示している。本ガイドラインでは、環境表示のあり方や将来の方向性という観点から要求事項として位置づけている。</p>
1 3.	4	第3章 3-3. (3) 自主基準等への適合性をシンボルを用いて行う際の要求事項	<p>「なお、評価方法が確立されていない段階については、他社製品の評価方法と換算可能な方法を用いて行うことが必要であり、さらに、先にある方法を用いて評価を行った事業者（一番手）と用いる評価方法が異なる場合は、先の事業者が用いた方法との違いを明確に示すことが必要です。」について</p> <p>■「なお、評価手法が確立されていない段階については、ISO14021 6.4 に沿い、かつ把握可能な他社製品の評価方法と、換算可能な方法を用いて行うことが必要である。」に修</p>	<p>消費者が商品を選択する手段としての環境表示では比較可能であることが重要である。公正取引委員会は、景品表示法4条について、競争事業者の商品との比較そのものについて禁止し、制限するものではないとの考えを示している（昭和62年4月21日）。また、環境保全に配慮している商品の広告表示の5つの留意事項の一つとして「(3) 実証データ等による表示の裏付けの必要性」を挙げている（平成13年3月21日）。</p> <p>国際標準 (ISO/JISQ 14020 一般原則 4) は、環境ラベル及び宣言を裏付ける手続、方法、及びすべての判定基準に関する</p>

番号	件数	対象項目	御意見の概要	回答
			<p>正すべきと考える。タイプIIラベルは、ISO14021 や公正取引委員会の5つの留意事項を順守し、消費者に分かりやすく表示することが、基本である。また、「一番手」の評価方法が適正かどうかの判断が現時点で困難である。</p> <p>■一番手の事業者の評価方法が客観性や合理性があり、かつ公開されていることが前提となるが、その点は保証されていないうえ、二番手以降の事業者にとって不利になり、余計な負荷を発生させるため、削除すべきである。</p> <p>■比較可能性をあげるのであれば、一番手との違いをあげるのではなく、製品毎に適切な基準を設ける必要がある。持続可能な社会の実現の為には、消費者や事業者などが参加する会議体で基準を決定するのがよい。タイプIIIラベルの製品別基準（例えば日本：エコリーフのPSC やスウェーデン：EPDのPSR）を決める時のようなステークホルダーミーティングの形式が望ましい。</p> <p>■これはタイプIIラベルの基本的な考え方から外れていると考える。ISO14021 や公正取引委員会の5つの留意事項を順守し、消費者に分かりやすく表示することがタイプIIラベルの基本であり、評価方法の統一化まで言及することは、ISO14021 で定められたタイプIIラベルの考え方に反する。一番手と評価方法が違う場合、違いを明確にする必要があれば、二番手以降の事業者は説明の煩わしさにより一番手の評価方法を使用することが多くなると想定される。一番手の方法がデファクトスタンダード化してしまい、これではタイプIIラベルではなく、限りなくタイプIラベルに近くなる。一番手の判断は誰がするのか。ISO14021 や公正取引委員会の5つの留意事項を順守し、消費者に分かりやすく表示することがタイプIIラベルの基本であり、評価方法の統一化まで言及することは、ISO14021 で定められたタイプIIラベルの考え方に反すると考える。</p>	<p>情報の開示を原則としている。以上のように、既に公表されている公文書及び国際標準（ISO/JISQ 14020）において、比較可能性や情報開示の必要性が謳われていることを踏まえ、本ガイドラインに基づき、環境表示を行うすべての事業者は評価方法を開示し、他社製品との比較可能な環境表示を推進していくことが望まれる。また、その客観性、合理性の判断については、最終的には購入者である消費者が判断するものと考えられる。</p> <p>現状においては、ご意見のとおりであるが、本ガイドラインの普及に伴い、事業者による評価方法の開示が促進され、比較可能性を前提とした事業者団体による評価方法の統一に向けた取組みが進むことで、消費者が環境配慮型製品を容易に選択することができるようになり、グリーン市場の拡大につながることを期待している。</p>
14.	1	第3章3-3(4) 情報開示に関する要求事項	<p>環境ラベル情報を登録するのは「環境ラベル等データベース」に特定しなくてもよいのではないかと。他のデータベース（GPNのデータベース等）なども有用であると思われる。</p>	<p>ご意見のとおり、環境表示の取組を支援する仕組みとして、任意団体である「グリーン購入ネットワーク」や「ecoセレ」、「環境ラベル等データベース」といった情報提供体制が構築されている。環境ラベル等データベースは、環境ラベル（「シンボル」を用いた環境表示）等を紹介するデータベ</p>

番号	件数	対象項目	御意見の概要	回答
				ースであり、本ガイドラインと連携した形での活用が可能であることから、本データベースへの登録を勧めているものである。
15.	1	第3章3-3(4) 情報開示に関する要求事項	本ガイドラインでは、「環境ラベル等データベース」を、審査に合格したもののみを登録するなど、登録したもののステータスになる等が無ければ、事業者として登録するインセンティブを感じる状態にありません。「環境ラベル等データベース」の課題も追記する必要があるのでは無いですか。	本ガイドラインは事業者等に対して環境表示方法に係る自主的な改善を促すものである。本ガイドラインに準拠したもののみを環境ラベル等データベースに登録することで一つのインセンティブになるよう登録方法の見直しを含め、今後の検討課題としたい。
16.	1	第3章3-3(4) 情報開示に関する要求事項	商品の販売サイクルに併せて、データブックの定期的な見直しを行うべきではないか。	環境表示は自主的な取組が基本である。環境表示に関するデータブックの定期的な見直しについては、各事業者の判断で行われるのが望ましい。
17.	1	第5章5-1. 本ガイドラインの位置付けと将来展望	本ガイドラインの効力が非常に弱いのでは無いかと感じられる。是非、このガイドラインを大多数の事業者が準拠すべきものとして取り組むように、法的条文に加える/JIS等の規格として法律に準ずるものとする等の措置を考えて頂きたい。決して企業の自主的取り組みを阻害するものにはならない筈である。そして、STEP2、STEP3へとガイドラインを進化させて欲しい。	本ガイドラインの策定から、一定期間において、各事業者及び事業者団体等において自主的な改善がみられない場合は、何らかの措置を講ずることも視野に入れ、今後の検討課題としたい。
18.	1	第5章5-2. 次ステップの検討課題	本ガイドラインが環境情報提供のあり方を示したものであるならば、適正表示の為の判断基準を主観に基づくものではなく、各定義を明確にし、客観的で公平なものにしなければならない。	本ガイドラインは、国際標準(ISO/JISQ 14020、14021)及びグリーン購入法、景品表示法や公正取引委員会の考え方などを基にして、環境表示の公平性・客観性を高めるため検討を重ねてきた。消費者は提供される環境ラベル等の情報から判断して、購入することから、そのラベルの客観性や透明性が重要となる。したがって、本ガイドラインの客観性や公平性を保てるよう、今後も引き続き検討していきたい。
19.	1	第5章 環境情報提供の発展ステップ	段階的に進めていくことを考慮し「要求事項」(ステップⅠ)、「推奨事項」(ステップⅡ)のような統一表現にすることがよいのではないかと。また、各検討課題についても「要求」、「推奨」各事項を明確に分けられる基準を設けるべきと考える。	ステップ1は、「環境表示の最低限守るべきルール」として本ガイドラインに基づく環境表示の適正化を促すものである。ステップ2以降については、本ガイドラインの普及状況を踏まえ、今後、必要とされる環境表示のあり方について記載したものであり、「要求事項」、「推奨事項」の区分けを意図するものではない。
20.	1	作成委員会	近年のリサイクルブームにおいては、建設系廃棄物のリサイクルも行われ、何らかの認定を得た後、リサイクル商品として売買されているが、同時に商品の環境への悪影響が問題となっている。消費者には一般消費者以外にも、これらを扱う建設系資材の消費者もあり、これら消費者全般を対象とするのであれば、経済産業省のみならず、建設系や可能であれば農林、食品系を入れて、オブザーバとしてまとめたガイド	建設系リサイクル商品は、JIS規格等の基準を満たしているものであるため、経済産業省が「建設リサイクル法」に基づいた監督官庁であり、本検討会オブザーバには国土交通省は参加していない。また、農林や食品については、FSC認証制度、バイオマスマーク等があるが、物品等の環境ラベルは極めて少ないことから、本ガイドラインの検討会オブザーバには入れていない。ただし、今後、ガイドライン改訂に合わ

番号	件数	対象項目	御意見の概要	回答
			ラインを作成して頂きたい。	せ、必要に応じて検討したい。
21.	2	本ガイドラインに関する事項についてその他の事項	<p>■企業広告とリンクし、あたかも環境先進企業であるかのような表示をしている会社が少なからず存在しており、企業イメージを上げるためだけに環境を利用している会社は多数存在している。企業の担当者に真意を確認する必要があるのではないか。</p> <p>■「環境配慮」を企業イメージのPRに悪用する企業について、何らかの罰則等をガイドラインに盛り込むことはできないであろうか。</p>	<p>ご意見内容については、企業コードに係る問題であり、本ガイドラインの対象外である。</p>
22.	1	その他	<p>海岸のコンクリートの既存の岸壁に、船のスクリューみたいなプロペラを、岸壁前面の海中部分に設置する。全てのプロペラは1日24時間回転し続けるはず。海岸で囲まれた環境で、波動発電の研究に取り組む価値があるのでは。35年前35億人だった人口は、現在60億人を越えている。火力発電、工場、自動車等で熱く汚染された空気は、引力で逃げ場が無く、密室で熱気を出し続ければ室温は上昇する。現状の地球温暖化現象と大気汚染を阻止する対策を考えるべきではないか。風力発電と太陽光発電は恒常的にエネルギーが得られない。水力発電は環境問題と高額な建設費が発生する。既存の岸壁を利用した波力発電は、1日24時間自動的に稼働し、クリーンで安価であるうえ、容易にエネルギーを得られる可能性がある。</p>	<p>ご意見内容については、本ガイドライン内容とは関係がない。</p>